

令和 7 年 第 6 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第6号

令和7年第6回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年6月5日

印西市農業委員会会長 篠田道雄

- 1 期 日 令和7年6月13日(金)
- 2 時 間 午後2時
- 3 場 所 農業委員会会議室(庁舎別館1階)

令和7年第6回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月13日（金）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について

日程第 6 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について

日程第 7 諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見について

日程第 8 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分につ
いて

日程第 9 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対
する専決処分について

日程第10 報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第11 第1小委員会委員長からの報告について

出席委員（24名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
4番	五十嵐	義弘	5番	米井	絹恵
6番	武藤	悟	7番	岩井	猛和
8番	山崎	幸雄	9番	森田	文雄
10番	伊藤	英	11番	篠田	道雄

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	小川	幹雄	第2担当区域	齋藤	信一
第2担当区域	湯浅	静夫	第3担当区域	宮嶋	茂

第3担当区域	渡	邊	勝	久	第4担当区域	芝	倉	和	夫
第4担当区域	宮	内	弘	行	第5担当区域	笠	井	重	幸
第5担当区域	柴	海	祐	也	第5担当区域	中	村	夏	子
第6担当区域	河	村	錦	一	第6担当区域	塩	澤	幸	雄
第7担当区域	押	田	正	光	第7担当区域	富	岡	義	一

欠席委員（2名）

3番	小	川	憲	通	第1担当区域	石	橋	孝	雄
----	---	---	---	---	--------	---	---	---	---

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武	藤	克	則	係長	颯	佐	学
係長	内	藤	勝	弘				

◎開 会

(午後2時05分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は10名、農地利用最適化推進委員は14名でございます。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和7年第6回農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会に際し、傍聴の申出がありますか。

事務局 はい、ございます。

議 長 本日は傍聴の申出がありますので、ご了承願います。

(傍聴者入場)

議 長 傍聴者に申し上げます。事前にお配りしている傍聴要領に従って傍聴されることをお願いいたします。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、1番、大久保委員、2番、石井委員を指名いたします。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和7年第5回総会以降の会務の報告をいたします。

総会議案書の2枚目をお願いいたします。

5月15日木曜日、令和7年第5回農業委員会総会を本会議室で開催し、農地法に基づく審議を行いました。篠田会長ほか10名の農業委員及び15名の推進委員、事務局からは事務局長の武藤ほか2名の職員が出席しております。

次に、5月16日金曜日、定例常設審議委員会がプラザ菜の花で開催され、篠田会長が出席しております。篠田会長は、本会議において千葉県農業会議からの農地法第5条に係る権限

移譲市農業委員会会長諮問案件及び各農業委員会の諮問案件に対し、審査を行っております。

次に、5月27日火曜日、農地区分に係る現地確認を浦部地先で実施し、渡邊推進委員、来田主任主事が出席しております。

次に、5月28日水曜日、令和7年度全国農業委員会会長大会が渋谷公会堂で開催され、篠田会長及び事務局長が出席しております。

同日法務局照会に係る現地確認を竜腹寺地先で実施し、河村推進委員、塩澤推進委員、来田主任主事が出席しております。別紙、地目変更登記に係る照会に対する回答書の1ページを御覧ください。法務局に対し、5月28日付で非農地と確認した旨、回答しております。

次に、6月5日木曜日、事前審査会が本会議室で開催され、第1小委員会、森田委員長ほか5名の農業委員及び事務局からは事務局長ほか2名の職員が出席し、現地調査及び各案件の審査を行いました。審査案件は、農地法第3条申請1件、第5条申請1件、工事完了報告10件、転用事実確認証明願10件でございます。

また、事前審査会の現地調査と同時に法務局照会に係る現地確認を松崎地先で実施しております。別紙、回答書の2ページを御覧ください。法務局に対し、6月9日付で非農地と確認した旨、回答しております。

会務の報告につきましては、以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事 務 局 以上1件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

5番、米井委員。

米井委員 5番、米井です。議案第1号1番について事前審査報告を行います。

農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大です。契約内容につきましては、売買、金額は記載のとおりです。

譲受人の世帯ともに農家要件を満たしています。

資料の5ページ営農計画書を御覧ください。申請土地選定理由、譲渡人の耕作及び管理が困難となっているため。また、譲受人が申請地の隣に自作地を有しており、農作業効率がよいためでございます。

年間作付計画は、作付時期11月から3月、作目、ネギ、農作業従事日数は約100日です。

事前審査会において現地確認をし、聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で報告を終わります。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 案件として問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないものと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

伊藤委員。

伊藤委員 いいですか。

議 長 はい。

伊藤委員 世帯主がこれ2人いるのですけれども、どういう関係でしょうか。

議 長 では、事務局、ちょっと。

事務局 農業経営の実態では同一世帯ではなく、二世帯で同一事業に従事しているということになっております。拠点となる住所地はこちらの記載のとおりです。

伊藤委員 実際は、これ、下の世帯主のほうが、主体になってやるわけでしょうね。

事務局 従農日数から判断すると、そうなるかと思えます。

伊藤委員 はい、分かりました。

議 長 よろしいですか。

伊藤委員 はい。

議 長 ほかに何かございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

4番、五十嵐委員。

五十嵐委員 4番、五十嵐です。議案第2号1番について事前審査報告を行います。

資料7ページです。農地の転用を伴う賃借権設定の申請です。

転用目的は、駐車場用地への転用です。本計画地は、第1種農地です。第1種農地は、原則許可することができない農地となりますが、不許可の例外規定の一つとなる既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものに該当するため、例外的に許可できる農地となります。

転用計画につきましては、駐車場への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和7年10月1日、完了予定、令和8年2月28日です。

施設の概要は、駐車場35台です。

事業計画書を御覧ください。12ページです。申請理由は、現在利用者のための送迎車や関係者の駐車場として、土地を印西市から許可を得て使用させていただいているが、駐車場の場所が新たな市街地形成を目的とした市街化区域に設定されたことにより今後使用できなくなる決まり代替地が必要なためです。

計画施設は、碎石舗装駐車場、面積1,254平米。

造成計画、沈下防止用に土木シートを全面に敷き、再生碎石で盛土を敷きならし転圧し、H型鋼で土留めを設置する。

土地選定理由、施設の周りが田んぼに囲まれており、背面の山も土砂災害特別警戒区域に指定されていることから開発が困難な環境であり、農用地を利用せざるを得ない状態の中、隣接する田んぼの所有者の方に相談したところ、譲渡人から一部駐車場として利用して構わないと許可をいただいた。周りが田んぼしかないので、代替地として検討する土地は見つからず、近隣の田んぼの所有者の方々に相談したがほとんどの方に難色を示された。

地目別面積、用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 特に問題ないと思います。

議 長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ないと思います。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

山崎委員 よろしいですか。

議 長 どうぞ。

山崎委員 今、五十嵐委員の説明で第1種農地でも例外的に何かいろいろ説明あったのですが、これ、どういう場合と。ちょっと詳しく事務局にきちんと教えてもらいたいのですが。

議 長 では、事務局。

山崎委員 今後のために。

事務局 今回のまず対象地については、先ほど五十嵐委員からご説明のあった第1種農地ですけれども、例外規定により転用の見込みがあるというところの一つなのですが、これは農地法の施行規則で規定されているところなのですけれども、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないものについては、第1種農地でも例外的に許可できるものと規定されております。今回の案件については、16ページです。16ページの地図、既存施設の総面積が2,858平米に対して、今回の申請地が1,254平米なので2分の1以内の拡張ということで例外的に許可し得る申請だということになっております。

以上です。

議 長 要するに1,000平米の場合は2分の1という500平米なのです。500平米を超えなければ、これは特例として認められるという法令なのです。あと3分の1というのもあるのだよな。

事務局 はい。

議 長 2分の1もあるけれども、3分の1というのあるのです。だから、既存施設の2分の1というのは、今言った1,000平米が今までの敷地になっていたから、それを2分の1というのを500平米を超えなければ駐車場だって許可しますよって、そういう特例があるので。

3分の1も、では、ちょっと説明してみたら。ついでに。

事務局 はい。3分の1特例というのは、開発面積に占める第1種農地の割合が3分の1を超えない場合については、例外的に許可できる規定となっております。

あとは、よくあるのが住宅で、集落に接続して設置されるもので、農地を蚕食・分断することなく、間隔を置かないで接する状態であると認められる場合には、例外的に許可できる規定となっております。

あとは、なかなかないのですけれども、流通業務施設やドライブイン等の休憩所だとか、

給油所等で、例えば国道や県道の沿道の区域内に設置されているものについても例外的に認められます。

あとは、工事等により一時的に農地を資材置場等として使いたい場合にも、例外的に認められています。

山崎委員 では、もう一つ、いいですか。

議長 はい。どうぞ。

山崎委員 では、こうした場合、これ、多分水田というのが第1種農地で、区画整理されていると思うのです。その場合、足抜けするのに、では、取りあえず買い取るのに一時金払えば、もう、それでオーケーですか。

議長 これは、どうなのかな。これは。

では、事務局。

事務局 恒久転用になりますので、土地改良区と別途協議を行い、区域除外の手続が必要になります。既にこちらの案件については、土地改良の区域除外の手続が済んでいます。

山崎委員 では、一時金をもう払ったんだ。

事務局 そういうことになります。

山崎委員 分かりました。

議長 よろしいですか。

山崎委員 はい。

議長 ほかに何かありますか。

湯浅委員 すみません。

議長 どうぞ。

湯浅委員 確認なのですが、12ページの事業計画の一番最初のところに、現在、駐車場として使われているところを市に返すとのことなのですが、そこはどこですか。

議長 どうぞ、では、事務局。

事務局 既存施設の返還する土地については、21ページを見ていただきたいのですが、東側の1、2、3、4、5と番号が振られている場所が、返還する土地になります。次ページ以降に返還する駐車場の現況写真をつけております。

議長 ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

ここで休憩します。

3時10分まで休憩。

(午後2時57分)

議 長 それでは、再開いたします。

(午後3時11分)

◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号についてご説明いたします。議案書の3ページを御覧ください。令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。

【議案第3号について説明】

事務局からの説明は、以上です。

議 長 事務局からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。

議案第3号について、本案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第3号は、本案のとおり決定しました。

◎諮問第1号

議 長 日程第6、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。本計画案に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定によりまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上5件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎諮問第2号

議 長 次、日程第7、諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の15ページをお願いいたします。諮問第2号 地域計画変更（案）に対する意見についてでございます。

「地域計画変更（案）」に対し、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定により、農

業委員会の意見を求められたものでございます。こちらにつきましては、今回初めての案件となりますので、どういったものなのかというところを簡単にちょっと説明させていただきますと、令和7年3月に印西市内、まず10地区に分けて、その全ての地区において地域計画が策定されたところでございます。

策定後に今回の案件なのですけれども、地域計画区域内の農地を農地以外のものにしようとする場合については、他法令の手続、農振の除外ですとか、農地転用の許可申請の手続を行う前に当該地を地域計画の区域から除外する必要があるとございます。そのために、まずあらかじめ農業委員会の意見、また、その他関係機関の意見を聴かなければという法律で定められておりますので、このたび印西市長から地域計画の除外案に対する意見を農業委員会に求められたものとなっております。

【諮問第2号について説明】

いずれにいたしましても、農振農用地でございますので、この地域計画の変更の告示後は、さらに農振農用地の除外の手続を経て、最後に農地転用、こちらの農業委員会への申請が行われる流れになってございます。

簡単ではございますが、以上となります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

五十嵐委員 ちょっといいですか。

議 長 はい、五十嵐委員。

五十嵐委員 資料1のこの緑で囲ってあるところ、全部計画に入っているのですか。

事務局 緑で囲われたところが計画区域内になります。

議 長 ほかに何か質疑ありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第2号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

諮問第2号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議 長 日程第8、報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の16ページをお願いいたします。報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事務局 以上3件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の18ページをお願いいたします。報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第2号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の19ページをお願いいたします。報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

【報告第3号について説明】

事務局 以上でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、第1小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第1小委員会、森田委員長より報告をお願いします。

森田委員 9番、森田です。第1小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和7年6月5日、第1小委員会において、工事完了報告10件、転用事実確認証明願10件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、ご報告いたします。

以上です。

議 長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和7年第6回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後3時42分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和7年6月13日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 1 番 大 久 保 優

署 名 委 員 2 番 石 井 光 一